

6 月 定例連絡委員幹事会

と き 令和 8 年 6 月 2 日 (火) 午後 3 時

ところ 市役所 2 階 会議室 1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 「安心ッス!!へきなん支え愛ネット」LINE 受信登録及び認知症の普及啓発事業について(高齢介護課) P1～3 (資料 1)
- (2) 町内会に対する碧南市指定ごみ袋取扱事業所の登録について (環境課)
. P4～11 (資料 2)

4 その他

- (1) 市民憲章推進協議会講演会について (地域協働課)

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくれます。

1. 清新な文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

連絡先	高齢介護課地域支援係
担 当	榊原 陵子
電 話	9 5－9 8 9 0

令和 8 年 6 月 2 日

碧南市連絡委員各位

福祉部高齢介護課

課 長 三 島 瑞 希

「安心ッス!!へきなん支え愛ネット」LINE 受信登録及び認知症の普及啓発事業について（お願い）

平素は碧南市の高齢福祉施策に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

碧南市では認知症への取り組みとして、地区住民、行政及び関係機関等が協力し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心安全に生活できるまちづくりをすすめております。

つきましては、下記の各事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

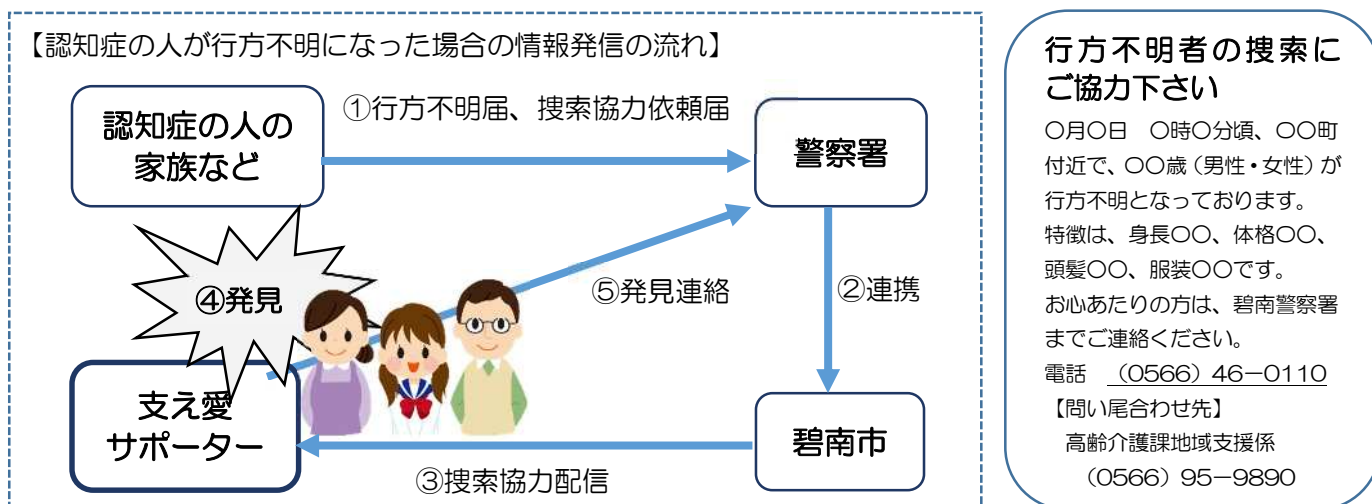
1 依頼内容

- (1) 「安心ッス!!へきなん支え愛ネット」LINE 受信登録について
- (2) 認知症サポーター養成講座について
- (3) 認知症高齢者声かけ訓練について

詳細は別紙のとおり

(1) 安心ッス!!へきなん支え愛ネットについて

認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域の支え愛サポーターに LINE を配信し、より多くの方に捜索協力をお願いする事業です。認知症の方のご家族などは、事前に対象者情報を登録することができます。



支え愛サポーターとは

認知症の人が行方不明になった際に、ご自身の携帯電話等で捜索依頼 LINE を受信する方のことです。捜索依頼 LINE を受信した場合は、日常生活の中のできる範囲で捜索をお願いします。

配信時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

※登録や受信にかかる通信料は登録者負担です。

LINE 登録方法：

碧南市 LINE 公式アカウントを登録していない人

- 1 右記の2次元コードやID 検索から友だち登録
- 2 メインメニュー右下の受信設定を開く
- 3 「欲しい情報」の「高齢者捜索協力」を選択
- 4 画面を下にスクロールし「確認」「送信」の順にタップ



ID 検索

@hekinan_city

碧南市 LINE 公式アカウントを登録している人

- 1 メインメニュー右下の受信設定を開く
- 2 「欲しい情報」の「高齢者捜索協力」を追加選択
- 3 画面を下にスクロールし「確認」「送信」の順にタップ

(2) 認知症サポーター養成講座について

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、自分でできる範囲で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人のことです。

碧南市では、「認知症サポーター養成講座」を定期的に行っています。講座を受講された方には、認知症サポーターの証として「オレンジリング」をお渡しします。

＜令和8年度開催＞

と き 7月10日（金） 13時30分～15時

ところ 市役所2階 談話室3

定 員 30名（先着順）

申込み 高齢介護課地域支援係 電話95－9890

※5人以上の受講者であれば、好きな時間、場所で開催いたします。

◆申込み方法

- ・講座の内容・時間：「認知症の症状・認知症の人との接し方」など 90分
- ・会場：開催者で用意してください（碧南市内の会場）
- ・申込み先：受講希望日の1ヶ月前までに電話または直接申込み

申込み先：10人以上の場合 生涯学習課（碧南市文化会館内）「出前講座」

42－3511

10人未満の場合 高齢介護課 地域支援係 95－9890

(3) 認知所高齢者声かけ訓練について

声かけ訓練は、「認知症高齢者が行方不明になったと想定し、地域住人、警察、行政などが模擬捜索を行う」ことで、認知症の人への声かけ、見守りの仕方や通報・情報伝達の仕組みを学ぶものです。「出前講座」の講座（120分）となっております。20分の出前講座「寸劇で学ぶ認知症の方への声のかけ方講座」もあります。地区のイベントの一コマなどに、ぜひご活用ください。

◆申込み先

受講希望日の1ヶ月前までに生涯学習課（碧南市文化会館内）「出前講座」42－3511

連絡先	環境課ごみ減量係
担 当	鈴木 章宏
電 話	95-9899

令和 8 年 6 月 2 日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課

課長 中 川 知 之

町内会に対する碧南市指定ごみ袋取扱事業所の登録について（ご提案）

日頃は、ごみの減量とリサイクルの推進に対しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、毎年町内会加入世帯に対して碧南市指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）の配布協力をいただいていたが、令和 9 年 4 月 1 日よりごみ袋が 1 枚目から有料化することに伴い、無料配布がなくなります。そこで、ごみ袋における新たな制度を導入しますので、ご案内いたします。

記

1 制度の概要

「碧南市指定ごみ袋取扱事業所」として登録することにより、登録した地区はごみ袋を区費でまとめて購入していただけます。詳細については下記のとおりです。

(1) 碧南市指定ごみ袋取扱事業所として登録

希望する町内会を**区単位**でまとめ、碧南市指定ごみ袋取扱事業所として登録します。

(2) 登録の希望調査

登録の希望調査を実施します。

登録を希望する町内会（区単位）は別紙「指定ごみ袋取扱事業所申請書」を提出します。

ア 提出先

市役所 2 階環境課ごみ減量係

イ 提出期限

令和8年7月31日（金）まで

※ただし追加申請も10月30日（金）まで受付けます。

(3) ごみ袋希望購入枚数調査の実施

希望する地区に購入希望調査を実施します。

ア 実施時期

令和8年11月頃～

町内会（区単位）で各加入世帯のごみ袋購入枚数（大：450、中：300、小：200）を調査

※11月の連絡委員幹事会にて環境課から実施案内する予定

イ 提出先

市役所2階環境課ごみ減量係

ウ 提出期限

令和8年12月25日（金）頃を予定

(4) 購入希望町内会へごみ袋の配送

購入希望町内会へ市委託業者からごみ袋を配送します。

発送時期：令和9年3月上旬から中旬頃予定

(5) ごみ袋代金の納付

市が指定ごみ袋取扱事業所ごと（区単位）に納付書を作成し、指定金融機関にてごみ袋代金を納付していただきます。

納付時期：令和9年3月下旬～4月上旬頃

2 制度のメリット

(1) 報奨金制度

ごみ袋1枚あたり1.1円を報奨金として支給します。（補正予算にて対応予定です。）

【参考例】

500世帯が100枚、ごみ袋大（1枚11円）を購入した場合

500世帯×100枚×11円＝550,000円・・・正規の価格→報奨金の支給

報奨金支給事務の効率化のため、495,000円で実質的に購入可能

3 今後のスケジュール（予定）

内容	年	2026（令和8年）							2027（令和9年）			
	月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
登録希望調査		→		→								
購入希望調査					幹事会○		→					
町内会へごみ袋配送										→		
各世帯へごみ袋配布											→	
ごみ袋代金の支払い											→	

4 1枚目からごみ袋有料化の内容

別紙 碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の新たな運用方針（ダイジェスト版）参照

5 問合せ先

環境課ごみ減量係 TEL：95－9899

碧南市指定ごみ袋取扱事業所について

◎制度の概要

【例】 500世帯が100枚ごみ袋大（1枚11円）を購入した場合
正規価格 500世帯×100枚×11円＝550,000円
正規価格→報奨金の支給
報奨金支給事務効率化のため 495,000円で実質的に購入可能

- ① 取扱事業所登録  令和8年7月31日（金）まで 各町内会→環境課
※10月30日（金）まで追加申請受付
- ② ごみ袋希望購入枚数調査  令和8年11月頃～12月25日（金）頃を予定
各町内会→環境課
※11月連絡員幹事会で案内予定
- ③ 購入希望町内会への配送  令和9年3月上旬～中旬頃予定 市委託業者→町内会
- ④ ごみ袋代金の納付  令和9年3月下旬～4月上旬頃 各町内会→指定金融機関

令和 年 月 日

碧南市長 小池 友妃子 様

申請者 住所
氏名

碧南市指定ごみ袋取扱事業所申請書

碧南市指定ごみ袋取扱事業所として登録するにあたり、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請する地区名
- 2 代表者名
- 3 代表者の住所・電話番号
- 4 登録する町内会名

記載例

令和8年●月●日

碧南市長 小池 友妃子 様

申請者 住所 碧南市●●町●丁目●番地

氏名 ●● ●●

※ 提出する方の住所・指名を記載

碧南市指定ごみ袋取扱事業所申請書

碧南市指定ごみ袋取扱事業所として登録するにあたり、下記のとおり申請します。

記

1 申請する地区名

●●区

2 代表者名

●● ●●

3 代表者の住所・電話番号

碧南市●●町●丁目●番地 090-●●●●-●●●●

4 登録する町内会名

●●町、○○町、△△町、▲▲町

※ 登録を希望する町内会をすべて記載してください。

碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の 新たな運用方針（ダイジェスト版）



令和 7 年 1 2 月

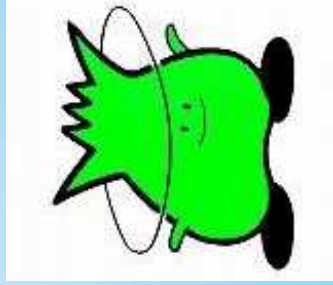
発行 碧南市

編集 経済環境部環境課ごみ減量係

〒447-8601 碧南市松本町 2 8 番地

電話：0566-95-9899 FAX：0566-48-2940

E-mail：kankyoka@city.hekinan.lg.jp



碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の新たな運用方針（ダイジェスト版）

◎現状と課題

国目標値、県平均値より家庭系ごみを多く排出・排出ごみ処理経費の増加  ごみ減量のさらなる推進が必要

◎新たな制度

ごみ減量意識向上のため、一定枚数無料配布を廃止し、燃やすことのできるごみ指定袋1枚目からの有料化を実施します

◎制度の仕組み（段階的に価格を改定します）

	現 行	令和9年4月1日～ 令和12年3月31日	令和12年4月1日以降～
価格/ℓ	1 円	0. 25円（現行の約1/4）	0. 5円（現行の約1/2）
販売価格	大10枚入 450円 中10枚入 300円	大10枚入 110円 中10枚入 70円 小10枚入 50円（追加） ※10円未満切り捨て	大10枚入 220円 中10枚入 150円 小10枚入 100円 ※10円未満切り捨て
入手方法	町内会から配布 ハガキと交換 販売店等で購入	販売店等で購入	販売店等で購入

◎実施スケジュール

年 度	内 容
令和7年度	パブリックコメントの実施 関係する条例改正
令和8年度	住民説明会を始めとする周知期間
令和9年度	1枚目から指定袋有料化開始（現行の約1/4）0. 25円/1ℓ当たり
令和12年度	価格改定（現行の約1/2）0. 5円/1ℓ当たり

◎周知・留意事項等

	内 容
1 説明会の開催	令和8年度に各地区単位で開催予定 開催時期・場所・回数等は決まり次第 広報等でお知らせ
2 周知啓発	広報、市HP、市公式LINE、スマホアプリ 「さんあ〜る」、チラシ等で周知
3 現在の指定袋の取扱い	令和10年3月31日まで引き続き使用可 新しいごみ袋等の案内は令和9年中に 周知予定
4 指定袋販売店について	販売店の拡大を検討、決まり次第広報等 でお知らせ 現在は環境課の他、指定販売店で購入可

※ 制度内容の詳細は
「碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の新たな
運用方針（本編）」をご覧ください。